

令和7年9月1日
砧総合支所
地域振興課

施設利用者転倒事故の発生について

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和7年7月27日（日）午後9時頃
- (2) 発生場所 区立喜多見地区会館内
(世田谷区喜多見八丁目23-23)
- (3) 事故内容 世田谷区（以下「甲」という）が施設内にあるトイレ入口に設置したプラスチック製のスノコに、利用者（以下「乙」という）が足をのせたところ、スノコが動いて転倒し、左膝関節内側側副靱帯損傷の怪我を負った。
- (4) 相手方等 別紙のとおり

2 事後の対応

- (1) 現場の状況を調査するとともに、事故の内容や負傷の程度について確認を行った。乙とは誠意をもって対応し、示談交渉を進めていく。
- (2) 同施設内のトイレ入口に設置されている同様のスノコについては、事故後速やかに全て撤去した。
- (3) 砧地域内の全区民集会施設を緊急点検し、同様のスノコが設置されていないことを確認した。
本件事故を踏まえ、改めて安全な施設管理の徹底を行っていく。